

宮崎グリーンヘルパーの会 会則

平成13年10月13日制定

平成14年 5月11日改正

平成16年11月28日改正

平成17年 5月 7日改正

平成19年 5月12日改正

(名称)

第1条 本会は、宮崎グリーンヘルパーの会という。

(目的)

第2条 本会は、未来に美しく豊かな自然を残し育てることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 自然保護や環境保全のボランティア活動
- (2) 身近な自然や植物に対する知識と理解を深めるための事業
- (3) 会員交互の親睦を図る事業
- (4) その他、上記目的を達するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の目的に賛同するものは、所定の手続を経て、会員になることができる。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 幹事 12人以内
- (4) 会計 1人
- (5) 会計監査 1人

2 役員は、総会において選出する。

3 会計監査は、他の役員と兼ねることはできない。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 幹事は、会長の命を受けて業務を処理する。

4 会計は、会長の命を受けて会計業務を行う。

5 会計監査は、本会の業務及び経理の監査を行う。

(役員任期)

第7条 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。

(総会)

第 8 条 本会の最高決議機関としての総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事
- (2) 収支予算及び決算に関する事
- (3) 会則の改廃に関する事
- (4) 役員を選任及び解任に関する事
- (5) 年会費に関する事
- (6) その他本会の目的を達するために必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、年度途中で新たな事業を計画する必要が生じ、緊急かつ必要やむを得ない場合には、幹事会での審議をもって総会の審議に代えることができる。

第 9 条 本会の総会は、通常総会を年 1 回年度当初に開催し、必要に応じて臨時総会を開催する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席(委任状提出者を含む)をもって、開催すること ができる。

4 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

(幹事会)

第 10 条 本会の業務を処理するために、幹事会を置く。

2 幹事会は、次の事項を審議する。

- (1) 活動計画の立案及び実施に関する事
- (2) 幹事の役割分担に関する事
- (3) 本会への入会及び退会に関する事
- (4) その他総会に準ずる審議事項

第 11 条 幹事会は、会長、副会長、幹事及び会計で構成し、定例会を原則月 1 回開催するとともに、必要に応じ臨時会を開催する。

2 幹事会は、会長が招集する。

(顧問)

第 12 条 本会には、顧問を置くことができる。

2 顧問は、幹事会の推薦に基づき会長が委嘱する。

(会計年度)

第 13 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会費)

第 14 条 本会の会費は、一人当たり年 2,000 円とする。ただし、10 月 1 日以降に 加入する者のその年度の会費については、1,000 円とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の会費は当該各号に定める額とする。

- (1) 家族会員 年 1,000 円
- (2) 年齢満 20 歳未満の者 年 500 円

3 会費は、年度当初速やかに納入するものとする。ただし、年度途中に入会した者については、入会時に年会費を納入するものとする。

4 納入された会費は、返還しない。

(退会)

第15条 会員の退会については、次のとおりとする。

(1) 会員本人からの退会の申し出があったときは、退会とする。

(2) 本会から郵便、電話等での連絡が取れなくなった会員は、退会として処理する。

(3) 当該年度の会費を当該年度の9月末までに納入しない会員は、退会したものとみなす。

2 前項により退会した場合においても、再入会ができるものとする。

(事故責任)

第16条 本会は、会員の活動中の事故に対しては、責任を負わない。

(遵守義務)

第17条 本会の活動を通じて知ることのできた個人に関する情報は、他に漏らしてはならない。

(その他)

第18条 この会則の施行に関し必要な事項は、総会の議事を経て、別に定める。

附 則

1 本会の事務局は、次の住所に置く。

〒880-0024 宮崎市祇園3丁目5番地 川島ビル202号

2 この会則は、平成13年10月13日から施行する。

3 本会の設立当初の役員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成14年5月31日までとする。

4 本会の初年度の会計年度は、第12条第1項の規定にかかわらず、平成13年10月13日から平成14年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成14年5月11日から施行する。ただし、改正後の第13条第2項但書の規定は、平成14年度の会費から適用する。

附 則

この会則は、平成16年11月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年5月7日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年5月12日から施行する。